

平成 19 年 9 月 28 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 渡邊 孝夫

裁判員制度に対応した特別休暇制度の制定について
～企業の社会的責任として・国民の代表として・県内他社に先駆けて～

当行では平成 21 年 5 月までに導入される「裁判員制度」に対応するため職員・パートタイマーの特別休暇制度を制定しました。

当行では ACT-BANK を企業理念とし企業活動を実施しておりますが、「裁判員制度」も地域社会に貢献する活動の一つと捉え、同制度に対応致します。

- ◇ 企業の社会的責任として地域社会貢献を行います。
- ◇ 職員が国民の代表として安心して働ける職場環境作りを行います。
- ◇ 地域を代表する金融機関として他社に先駆けて制度を導入し、他社への足掛かりを行います。

当行はこれからも山口地方裁判所などと足並みを揃え、国民参加の「裁判員制度」に協力して参ります。

記

職員就業規則・パートタイマー就業規則：特別休暇条項抜粋

裁判員候補者または裁判員もしくは補充裁判員となって裁判所に出頭するときの必要期間

（注意）特別休暇ですので通常の有給休暇取得とは別枠になります。

制定日

平成 19 年 10 月 1 日

以 上

◆ 本件に関するお問い合わせ

西京銀行 人 事 部（担当：松村）

Tel 0834-22-7654

山口地方裁判所 総務課（担当：岩井）

Tel 083-922-1330 内線 203